

公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程（平成23年規程第10号）

（目的及び意義）

第1条 この規程は、公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー（以下「当財団」という。）定款第13条及び第27条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）（以下、「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- （2）常勤役員とは、理事のうち、当財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- （3）非常勤役員等とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- （4）報酬等とは、認定法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- （5）費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 当財団は、次の各号に掲げる非常勤役員等の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。ただし、高松市、香川県又は高松商工会議所の職にある者に対しては、支給しない。

- （1）理事会に出席したとき
 - （2）評議員会に出席したとき
 - （3）監事が監査を行ったとき
 - （4）理事長が報酬等の支給を要すると認めた用務に従事したとき
- 2 前項の報酬等は、高松市中小企業振興条例（昭和47年高松市条例第34号）第12条に規定する高松市中小企業振興審議会委員が受ける費用弁償に相当する額を支給する。
- 3 常勤役員には、定例役員報酬（以下、「定額報酬」という。）を支給する。ただし、派遣元から給料又は報酬等を受ける者には適用しない。

- 4 役員等には、役員賞与を支給しない。
- 5 役員等には、退職慰労金を支給しない。

(定例報酬の額の決定)

第4条 当財団の常勤役員の定例報酬月額は、258,600円とする。

(定例報酬の支給)

第5条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー職員給与規程（以下、「職員給与規程」という。）を準用する。

(費用)

第6条 当財団は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払う。

(手当)

第7条 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員給与規程を準用する。

- 2 常勤役員が、事務局長等管理職を兼務する場合には、職員給与規程の定めに関わらず、管理職手当として、月額10,000円を支給する。

(公表)

第8条 当財団は、この規程をもって、認定法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の議決により行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18

- 年法律第50号)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 財団法人高松観光コンベンション・ビューロー役員報酬支給規程(平成6年規程第10号)は、廃止する。